

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 8(あ)235	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	競売入札妨害	原審事件番号	
裁判年月日	平成 10 年 11 月 4 日	原審裁判年月日	平成 8 年 1 月 22 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 52 巻 8 号 542 頁		

判示事項	最高価買受申出人に対する威力の使用と競売入札妨害罪の成否
裁判要旨	不動産の競売における入札により最高価買受申出人となった者に対し、威力を用いてその入札に基づく不動産の取得を断念するよう要求したときは、競売入札妨害罪が成立する。

全 文	
主 文	
本件各上告を棄却する。	
理 由	
弁護人池内精一の上告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。	
<u>なお、不動産の競売における入札により最高価買受申出人となった者に対し、威力を用いてその入札に基づく不動産の取得を断念するよう要求したときは、刑法（平成三年法律第三一号による改正前のもの）九六条ノ三第一項の競売入札妨害罪が成立すると解するのが相当であるから、これと同旨の原判決の判断は、正当である。</u>	
よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。	
(裁判長裁判官 福田博 裁判官 根岸重治 裁判官 河合伸一 裁判官 北川弘治)	

※参考：判例タイムズ 991 号 133 頁、判例時報 1663 号 148 頁、金融商事判例 1061 号 12 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO453 頁